

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の平成 27 年（国勢調査）における人口は、16,470 人で、年齢階層別の人口割合は、年少人口割合（15 歳未満）が 11.1%、生産年齢人口割合（15～64 歳）は 51.3%、高齢化率（65 歳以上）は 37.7%となっており、年少人口は減少傾向、高齢化率は増加傾向にあります。

また、本町の平成 27 年（国勢調査）における産業別就業者数の内訳は、第 1 次産業 25.9%、第 2 次産業 19.4%、第 3 次産業 54.7%となっており、第 1 次産業、第 2 次産業の割合は年々減少傾向にあります。さらに、本町の就業者数の割合を大分類で見ると、農業が 24.1%と最も高く、次いで卸売・小売業 12.7%、医療・福祉 12.3%、製造業 11.6%、建設業 7.5%となっており、これらで全体の約 70%を占めています。

平成 26 年（商業統計調査）の商業の事業所数は 124 事業所、商業従業者数は 614 人、年間商品販売額は 191 億 7 千 9 百万円で、平成 29 年（工業統計調査：速報値）の工業の事業所数は 21 事業所、工業従業者数は 945 人、製品出荷額等は 204 億 2 千 3 百万円となっており、年々減少傾向にあります。

さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

以上を踏まえ、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

少子高齢化や人出不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の向上を図る。

（目標数値）先端設備等導入計画の認定件数 計画期間中 20 件

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等の導入による労働生産性向上の目標伸び率を年平均 3%以上とする。

注）労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものとする。

## 2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、景観や自然環境への配慮が特に必要であることから、対象としない。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

対象地域は、大山町全域とする。

### (2) 対象業種・事業

導入を促進する先端設備等については、全ての業種及び事業等を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(3) 町税の未納がある事業者については先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

令和2年3月31日までに到達した先端設備等導入計画に係る申請書の審査については、なお従前の例による。